

とちぎ自治基本条例（仮称）に関する研究会設置要綱

（目的）

第1条 本県におけるとちぎ自治基本条例（仮称）の策定に向け具体的な条例立案作業を円滑に進めるため、とちぎ自治基本条例（仮称）に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 研究会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) とちぎ自治基本条例（仮称）に関する論点（策定の意義、目的、盛り込むべき内容等）の整理検討
- (2) 自治基本条例に関するこれまでの議論等（他都道府県、県内外市町村等）の整理
- (3) その他必要な事項

（構成）

第3条 研究会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、総合政策部に関する事務を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副会長は、総合政策部長及び経営管理部長をもって充て、会長の職務を代理する。
- 4 会長は、第2条に規定する所掌事務について、研究会の円滑な運営のため必要と認めるときは、関係する所属の職員により構成するワーキンググループを設置することができる。

（会議）

第4条 研究会は、会長が招集し、主宰する。ただし、会長が主宰できないときは、会長の指名する者がその職務を代理する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第5条 研究会の事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表 とちぎ自治基本条例（仮称）に関する研究会構成員

会長	総合政策部に関する事務を担当する副知事																										
副会長	総合政策部長、経営管理部長																										
構成員	<table> <tr> <td>総合政策部</td> <td>次長兼総合政策課長 市町村課長</td> </tr> <tr> <td>経営管理部</td> <td>財政課長 人事課長</td> </tr> <tr> <td>県民生活部</td> <td>次長兼県民文化課長</td> </tr> <tr> <td>環境森林部</td> <td>次長兼環境森林政策課長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>次長兼保健福祉課長</td> </tr> <tr> <td>産業労働観光部</td> <td>次長兼産業政策課長</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>次長兼農政課長</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>次長兼監理課長</td> </tr> <tr> <td>会計局</td> <td>次長兼管理課長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>次長兼経営企画課長</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警務部長</td> </tr> <tr> <td>県議会事務局</td> <td>次長兼総務課長</td> </tr> </table>	総合政策部	次長兼総合政策課長 市町村課長	経営管理部	財政課長 人事課長	県民生活部	次長兼県民文化課長	環境森林部	次長兼環境森林政策課長	保健福祉部	次長兼保健福祉課長	産業労働観光部	次長兼産業政策課長	農政部	次長兼農政課長	県土整備部	次長兼監理課長	会計局	次長兼管理課長	教育委員会	次長	企業局	次長兼経営企画課長	警察本部	警務部長	県議会事務局	次長兼総務課長
総合政策部	次長兼総合政策課長 市町村課長																										
経営管理部	財政課長 人事課長																										
県民生活部	次長兼県民文化課長																										
環境森林部	次長兼環境森林政策課長																										
保健福祉部	次長兼保健福祉課長																										
産業労働観光部	次長兼産業政策課長																										
農政部	次長兼農政課長																										
県土整備部	次長兼監理課長																										
会計局	次長兼管理課長																										
教育委員会	次長																										
企業局	次長兼経営企画課長																										
警察本部	警務部長																										
県議会事務局	次長兼総務課長																										

「ワーキンググループ」構成員

総合政策部	総合政策課 市町村課
経営管理部	財政課 人事課 行政改革推進室 文書学事課 税務課
県議会事務局	政策調査課